

## 美浜町告示第7号

### 大学連携まちづくりプロジェクト事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大学等(学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する大学、短期大学、高等専門学校及び専修学校をいう。)の教員及び学生で構成する団体(以下「団体」という。)に対し、大学連携まちづくりプロジェクト事業補助金(以下「補助金」という。)を交付することに関し、美浜町補助金等交付規則(昭和55年美浜町規則第9号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 補助金の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、次の各号のいずれにも該当する事業とする。

(1) 第五次美浜町総合振興計画(後期基本計画)に掲げる次の優先施策のいずれかに係る調査研究活動であること。

- ア 情報化社会の推進
- イ にぎわいゾーン整備
- ウ 北陸新幹線敦賀開業
- エ 地域力向上
- オ 人口減少対策

(2) 町内で行う調査研究活動であること。

2 前項の規定にかかわらず、当該調査研究活動が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助対象事業としない。

- (1) 営利を目的とするもの
- (2) 政治的又は宗教的活動を目的とするもの
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が不相当と認めるもの

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、大学等が有する優れた見識を活かし、地域の課題解決や活性化につながる調査研究活動を行う団体とする。

(補助対象経費)

第4条 補助金の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助対象事業に要する経費のうち、別表に定めるものとする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象事業の実施に際し、町内に滞在した延べ人数に3,000円を乗じて得た額に、宿泊が伴う場合は町内の宿泊施設に宿泊した延べ人数に5,000円を乗じて得た額を加算した額又は400,000円のいずれか

低い額とする。ただし、補助対象経費の総額がこの条の規定により算出した額を下回った場合は、補助対象経費の総額を補助金の額とする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、大学連携まちづくりプロジェクト事業補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) その他町長が必要と認める書類

(交付の決定)

第7条 町長は、前条の規定による補助金の交付の申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、大学連携まちづくりプロジェクト事業補助金交付決定通知書（様式第4号）により当該申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項による審査の結果、適当でないと認めたときは、大学連携まちづくりプロジェクト事業補助金不交付決定通知書（様式第5号）により当該申請者に通知するものとする。

(内容の変更等)

第8条 前条第1項の規定による補助金の交付の決定を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）は、補助対象事業の内容を変更しようとするときは、速やかに大学連携まちづくりプロジェクト事業補助金変更等承認申請書（様式第6号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更についてはこの限りではない。

2 町長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、大学連携まちづくりプロジェクト事業補助金変更等承認通知書（様式第7号）により、当該補助事業者へ通知するものとする。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、速やかに大学連携まちづくりプロジェクト事業実績報告書（様式第8号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 事業活動報告書（様式第9号）
- (2) 収支決算書（様式第10号）
- (3) 領収書等補助対象経費の支出を証明できる書類
- (4) 調査研究活動成果報告書
- (5) その他町長が必要と認める書類

(補助金の額の確定及び通知)

第10条 町長は、前条に規定する書類の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の額を確定し、大学連携まちづくりプロジェクト事業補助金交付額確定通知書（様式第11号）により、当該補助事業者に通知するもの

とする。

(補助金の請求)

第11条 前条の規定による通知を受けた補助事業者は、速やかに大学連携まちづくりプロジェクト事業補助金請求書(様式第12号)を町長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第12条 町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、大学連携まちづくりプロジェクト事業補助金交付決定取消通知書(様式第13号)により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な方法に手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) その他町長が特別の理由があると認めたとき。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消す場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて交付した補助金の全部又は一部の返還を求めるものとする。

(関係書類の整備及び保管)

第13条 補助金の交付を受けたものは、補助対象事業費の収支を明らかにした書類等を整備し、補助対象事業完了後5年間保管しなければならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

## 附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

## 別表(第4条関係)

区分	経費の種類
報償費	講師等謝礼、日当(町内に滞在した延べ人数に1,200円を乗じて得た額を限度とする。)
旅費	交通費、宿泊料
需用費	消耗品費、食糧費(会議等に伴う飲料品代)、印刷製本費
役務費	通信運搬費、保険料
使用料及び賃借料	施設使用料、車両・機器等借り上げ料
その他の経費	町長が必要と認める経費